

働き方改革に係る包括連携協定書

〇〇〇銀行・信用金庫（以下「甲」という。）と、厚生労働省 愛媛労働局（以下「乙」という。）は、連携強化を図ることで愛媛県内の働き方改革及び地域振興等を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙がパートナーとして、対話を通じた密接な連携により、愛媛県内の働き方改革及び地域振興等を推進することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議の上連携し、協力する。

- 労働者の処遇の改善、ワーク・ライフ・バランスの推進、その他の働き方改革に関すること。
- 雇用の促進及び安定に関すること。
- 人材育成に関すること。
- 多様な働き方に関すること。
- 労働生産性の向上に関すること。
- 乙の施策のPRに関すること。
- その他本協定の目的に沿うこと。

2 甲及び乙は必要に応じ協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、その都度甲乙合意の上決定する。

（秘密保持）

第3条 甲及び乙は、前条に規定する連携及び協力により知り得た情報を相手方の事前の承諾なく第三者に開示し、若しくは漏洩してはならないものとする。また、第1条に規定する目的以外の目的で使用してはならないものとする。ただし次に掲げる情報を除く。

- 相手方から提供を受けた時に既に公知となっていた情報、又は相手方から提供を受けた後に公知となった情報。
- 相手方から提供を受けた時に既に保有していた情報、又は相手方から提供を受けた後にその情報を開示する正当な権限を有する第三者から入手した情報。
- 相手方から提供を受けた後、提供を受けた情報によらず独自に開発した情報。
- 法令により開示を求められた情報。

2 甲及び乙は、本協定終了後も、前項による秘密保持の義務を負うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに甲又は乙のいずれかから、書面による協定の終了の通知がない場合は、本協定は1年間延長され、その後も同様とする。

（協定の見直し）

第5条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（協定の解約）

第6条 甲又は乙のいずれかから、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1か月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（疑義への対応）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲及び乙が誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年12月6日

甲：愛媛県〇〇市

〇〇〇 銀行・信用金庫

頭取・理事長

署名

乙：愛媛県松山市若草町4番地3

厚生労働省 愛媛労働局

局長

署名